

公益社団法人日本介護福祉士会
会 員 規 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）定款第3章の規定に基づき、会員が本会に納付する会費の額及び納入方法について定めるほか、会員の入会、退会及び変更等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士であって、本会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 本会の正会員は、都道府県介護福祉士会に入会するものとする。

(倫理綱領の遵守)

第3条 本会の正会員は日本介護福祉士会が定める倫理綱領を遵守しなければならない。

- 2 正会員が倫理綱領に反する行為をした場合は除名の対象とする。

(入会金及び会費)

第4条 正会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 3,000円
 - (2) 年会費 5,500円
- 2 会員は都道府県介護福祉士会が別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、次に定める賛助会費を納入しなければならない。ただし、納入口数については任意とし、会員の申し出により年毎に変更できるものとする。
- (1) 年会費
 - ① 法人会員 100,000円(1口)
 - ② 個人会員 20,000円(1口)
- 4 名誉会員については、入会金及び会費を要しない。

(納入方法及び納期)

第5条 定められた手続きにより入会が認められた正会員及び賛助会員は、すみやかに、次の各号のうち本会が指定する方法により、入会金及び年会費（賛助会員にあっては入会金を除く）を納入しなければならない。

- (1) 口座自動引落とし
- (2) 銀行振込（なお、振込手数料は、会員の負担とする。）

- (3) 郵便振替・コンビニ支払い
 - (4) クレジットカード払い
 - (5) QRコード決済・バーコード決済
 - (6) 前各号のほか、本会が指定する方法
- 2 前年度から継続する会員は、原則として、毎年6月末日までに、前項各号のうち本会が指定する方法により、年会費を納入しなければならない。
- 3 前2項による会費の納入が出来なかった会員は、本会の請求書を受領した日から1週間以内に、本会が指定する口座に振り込む方法により、当該会費を納入するものとする。なお、振込手数料は、当該会員の負担とする。
- 4 本会は、都道府県介護福祉士会から、当該都道府県介護福祉士会の会費を代理受領する権限を付与された場合、会員から当該会費を徴収することができる。この場合において、当該会員の当該都道府県介護福祉士会に対する当該会費の支払債務は、本会が当該会員から当該会費を受領した時点で、消滅するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、都道府県介護福祉士会において直接会費を徴収している場合には、原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(会費の免除)

- 第6条 正会員は、会費を免除すべき相当の事由があると認められたときには、別に定める会費免除規程により会費の免除扱いを受けることができる。
- 2 前項に基づき会費免除の取扱いを受けようとするものは、所定の様式にて本会に申請するものとする。
- 3 前項による会費の免除は、2年を超えないものとする。
- 4 免除の可否は常任理事会に諮り承認を得るものとする。

(会費の公益目的事業比率)

- 第7条 第4条の入会金及び会費は、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(入会の手続き)

- 第8条 本会の会員になろうとするものは、本会に対し、次の各号のいずれかの方法（但し、賛助会員については、第1号又は第3号の方法）により、入会を申し込むものとする。当該申込みにあたっては、介護福祉士登録証（写し）を提出しなければならない。
- (1) 本会所定の入会申込書に本会所定の事項を記入し、本会に当該入会申込書を提出する方法
 - (2) 本会所定のウェブサイトの本会所定の事項を入力し、本会に当該事項を送信する方法
 - (3) 前各号のほか、本会が指定する方法
- 2 常任理事会は、前項の申込みを受けたときは、入会の可否を決定し、これを申込者に

通知する。

(退会の手続き)

第9条 会員は定款第9条の規定に基づき、任意に退会することができる。

2 会員は、前項の退会を行おうとする場合は、毎年3月末日までに、本会所定の方法により、退会届を提出しなければならない。この場合において、当該会員が会員証の発行を受けているときは、退会届の提出と合わせて、本会对し、当該会員証を返還しなければならない。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

4 当該年度の未納の会費については、請求書受領後すみやかに納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正会員にあっては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士でなくなったとき。

(4) 定款第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(5) 総代議員が同意したとき。

(6) 除名されたとき。

(会員の除名)

第11条 本会は、定款第10条に定める規定に基づき、該当する会員を除名することができる。

(再入会)

第12条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第8条に定める入会の手続をとらなければいけない。

2 再入会に際しては、所定の入会金、年会費を改めて納入しなければならない。

(変更の手続き)

第13条 正会員は、その居住地、勤務先等に変更があった場合は、本会所定の方法により、変更の届出をしなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会对する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(会員管理)

第 15 条 本会は会員管理を適正かつ円滑に遂行するため、都道府県介護福祉士会と相互に情報交換するものとする。

(改正)

第 16 条 この規則を改正しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、公益社団法人日本介護福祉士の設立の登記のあった日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規則の一部改正は、令和 3 年 10 月 30 日から施行する。但し、第 4 条第 1 項各号については、令和 5 年度の会費から適用し、令和 3 年度及び令和 4 年度の会費は、従前の通りとする。